

法人事業税

県税のしおり
令和7年度

法人が県内で行う事業に対して課される税金で、所得や収入金額などを課税標準として税額が計算されます。

● 納める人

- ・ 県内に事務所・事業所を有する法人
- ・ 県内に事務所・事業所・寮等を有する、法人でない社団又は財団のうち収益事業を行うもの
- ・ 公益法人等のうち収益事業を行うもの

● 納める額

◎ 所得金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	課税標準	税率	
		平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
普通法人 (一般の法人、 法人でない社 団や財団など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	5.1%	5.3%
	所得のうち年 800 万円を超える金額	6.7%	7.0%
	資本金の額又は出資金の額が1千万 円以上で3以上の都道府県に事務所 (事業所)がある法人の所得	6.7%	7.0%
特別法人 (協同組合、信 用金庫、医療 法人など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち年 400 万円を超える金額	4.6%	4.9%
	資本金の額又は出資金の額が1千万 円以上で3以上の都道府県に事務所 (事業所)がある法人の所得	4.6%	4.9%

◆ 外形標準課税制度が適用される法人

法人の 種類	課 税 標 準		税 率			
			平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度	
資本金の 額又は出 資金の額 が1億円 を超える 法人※ (一部の 法人を除 く。)	所 得 割	所得のうち年 400 万円 以下の金額	0.3%	0.4%	1.0%	
		所得のうち年 400 万円 を超え年 800 万円以下 の金額	0.5%	0.7%		
		所得のうち年 800 万円 を超える金額	0.7%	1.0%		
		3 以上の都道府県に 事務所(事業所)がある 法人の所得				
	付加価値割	収益配分額(報酬給与額 ＋純支払利子＋純支払 賃借料)±単年度損益	1.2%	1.2%	1.2%	
	資 本 割	資本金等の額	0.5%	0.5%	0.5%	

※ 外形標準課税における対象法人について見直しが行われています。20 ページをご覧ください。

◎ 収入金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	課 税 標 準	税 率	
		平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
電気供給業 ^(※) 、ガス供給業 ^(※) 、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入金額	0.9%	1.0%

※ 電気供給業、ガス供給業のうち、一定の事業については、下記の見直しが行われています。

◆電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等を行う法人

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から次の各割の合算額となります。

法人の種類	課 税 標 準		税 率
			令和2年4月1日以後に 開始 ^(※) する事業年度
資本金の額又は出資金の 額が1億円を超える普通法 人	収 入 割	収入金額	0.75%
	付 加 価 値 割	収益配分額(報酬給与額＋純支払利子＋ 純支払賃借料)±単年度損益	0.37%
	資 本 割	資本金等の額	0.15%
資本金の額又は出資金の 額が1億円以下の普通法 人等	収 入 割	収入金額	0.75%
	所 得 割	所得金額	1.85%

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

◆ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割 0.48%、付加価値割 0.77%、資本割 0.32%が適用されます。

(注)特定ガス供給業…20 万kℓ以上の LNG 基地を維持運用するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う法人が行うもの

◆ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、16 ページの「所得金額を課税の基礎とする法人」と同じ税率が適用されます。

清算所得(平成22年9月30日までに解散した法人)に係る税率については、管轄の県税事務所に
お問い合わせください。

● 申告と納税

申告の種類		納める額	申告納付期限
中間申告 〔事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人〕	予定申告	前事業年度の 法人事業税額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内
	仮決算に基づく 中間申告	仮決算の所得金額等 $\times$ 税率	
確定申告		(所得金額等 $\times$ 税率) - 中間納付額	事業年度終了の日から2ヶ月以内(申告期限の延長承認された場合を除く。)
修正申告	申告した税額に不足額があることを発見したとき	(所得金額等 $\times$ 税率) - 確定納付額	すみやかに提出・納付
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	(所得金額等 $\times$ 税率) - 確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1ヶ月以内

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分した税額を申告し、納税することになっています。

● 分割基準

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、次の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額の総額を分割し、その分割した額を課税標準として事業税を算出します。

区 分	令和5年3月31日までに 終了する事業年度		令和5年4月1日以後に 終了する事業年度
非製造業	課税標準の 1/2 : 事務所数 課税標準の 1/2 : 従業者数		
製造業	従業者数 【資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人は工場の従業者数を 1.5 倍】		
電気供給業	発電事業 (特定卸供給事業 ^(※))	課税標準の 3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の 用に供するものの価額 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額	課税標準の 3/4 : 事務所等の固定資産で発電所又 は蓄電用の施設の用に供するも のの価額 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業 (配電事業 ^(※))	課税標準の 3/4 : 発電所に接続する電線路の送電 容量 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額	課税標準の 3/4 : 発電所又は蓄電用の施設に接続 する電線路の送電容量 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の 1/2 : 事務所数 課税標準の 1/2 : 従業者数	課税標準の 1/2 : 事務所数 課税標準の 1/2 : 従業者数
ガス供給業、 倉庫業	事務所等の固定資産の価額		
鉄道事業、 軌道事業	軌道の延長キロメートル数		

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業及び配電事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

● 市町への交付

県に納められた法人事業税のうちの 7.7%が県内の市町に交付されます。

● その他（国税）

地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部が分離され、国税として課税されています。
国税として課税された額は、一定の基準に基づき都道府県に譲与税として譲与されます。

《納める人》

法人事業税のうち所得割又は収入割を納める法人

《納める額》

16 ページ、17 ページに記載の税率により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額を課税標準^(※)として、次の税率を乗じた額になります。

※ 課税標準となる額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除、減免又は特定寄附金税額控除がある場合には、それらの適用を受ける前の額によります。

特別法人事業税

（令和元年10月1日以後開始する事業年度について適用）

法人の種類		課税標準	税 率		
			令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人		法人事業税 の所得割額	260.0%		
外形標準課 税法人以外 の所得金額 課税法人	普通法人		37.0%		
	特別法人		34.5%		
収入金額課 税法人	下記以外の法人	法人事業税 の収入割額	30.0%		
	電気供給業のうち、小売電気 事業等、発電事業等を行う法 人(うち収入割部分) ^(※)		30.0%	40.0%	
	特定ガス供給業を行う法人 (うち収入割部分)		—		62.5%

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

地方法人特別税

(令和元年9月30日までに開始する事業年度について適用)

法人の種類	課税標準	税 率
外形標準課税法人	法人事業税の所得割額	414.2%
所得金額課税法人		43.2%
収入金額課税法人	法人事業税の収入割額	43.2%

※税率は平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度のもの。

《申告と納税など》

法人事業税とあわせて、都道府県に対して申告し、納めます(納付された特別法人事業税は、都道府県が国に払い込みます。)

《都道府県への譲与》

収入額を人口であん分した額が特別法人事業譲与税として譲与されます(ただし、地方交付税の不交付団体に一定の譲与制限あり。)

● 大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、対象法人が行う法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の申告は、電子申告(eLTAX)により行うことが義務付けられています。

《対象法人》

- ・事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

● 外形標準課税の適用対象法人の見直し

《令和7年4月1日以後開始事業年度から適用》

当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当該事業年度に資本金又は出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円以下で、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が10億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

《令和8年4月1日以後開始事業年度から適用》

払込資本の額(資本金+資本剰余金)が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が2億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。